

第8回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
「基本戦略分科会」

平成19年10月31日(水)  
18:00~20:00  
厚生労働省 省議室(9階)

議 事 次 第

○ 議 事

包括的な次世代育成支援の枠組みの検討について

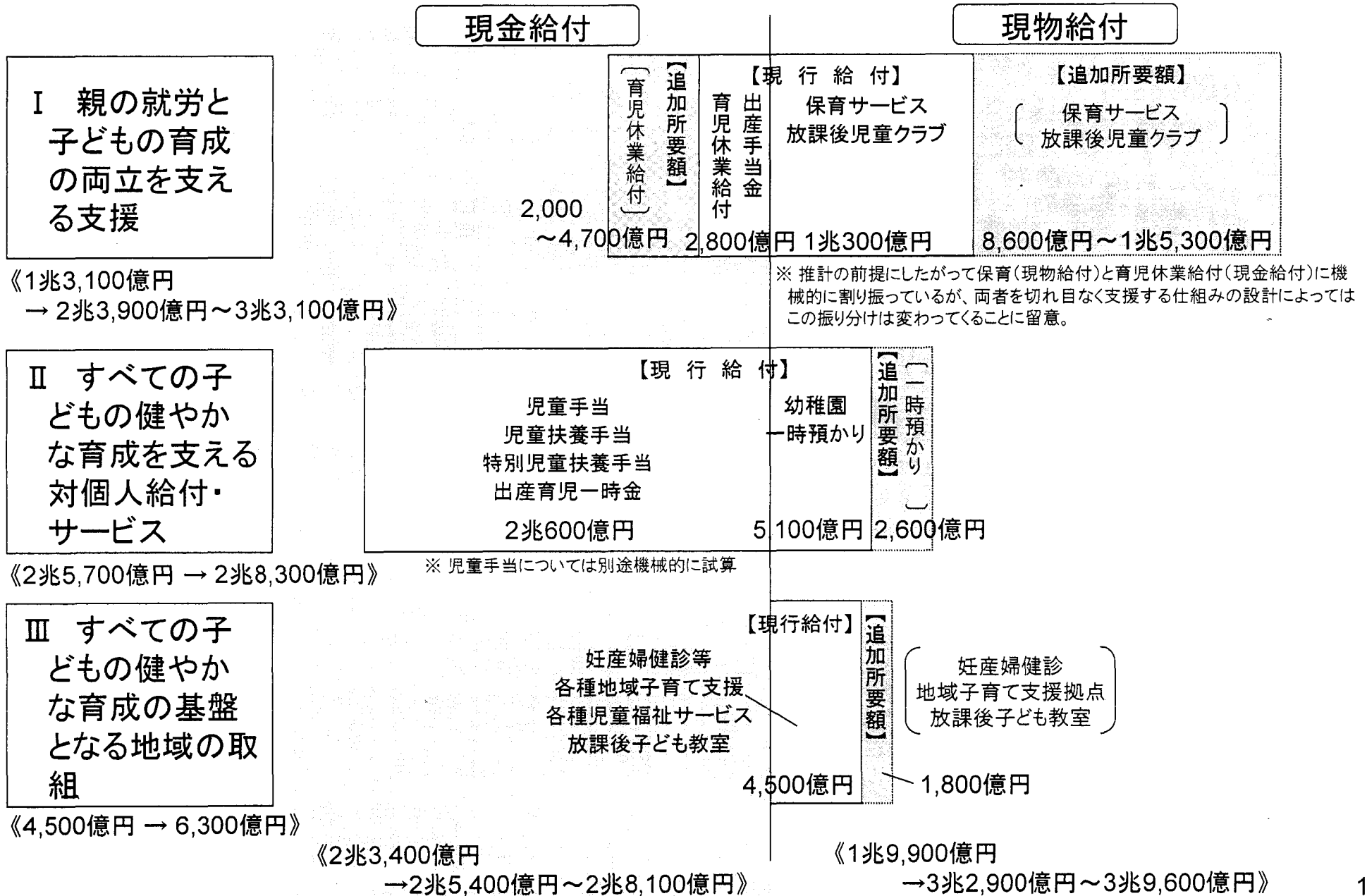
[配付資料]

資料1：次世代育成支援の社会的コストの推計（第7回分科会資料の補足）

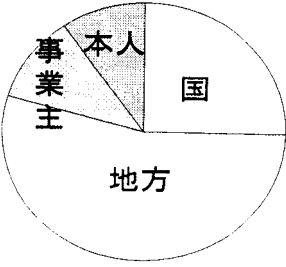
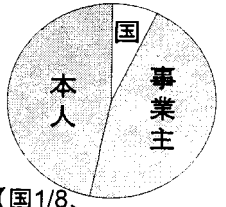
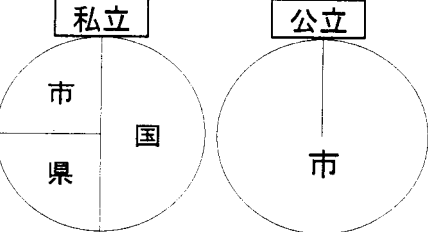
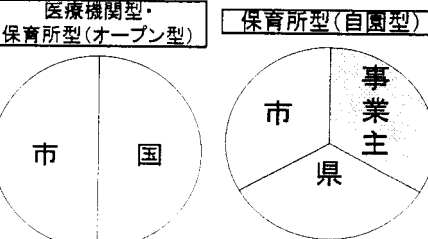
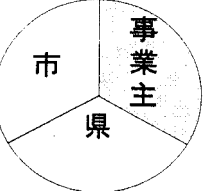
資料2：これまで（第4回～第8回基本戦略分科会）の論点の整理（案）

# 次世代育成支援の 社会的コストの推計 (第7回分科会資料の補足)

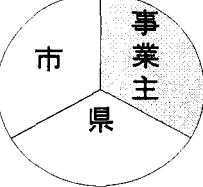
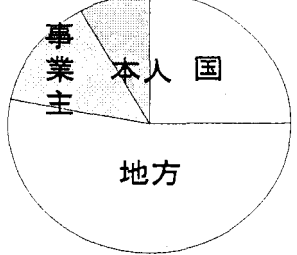
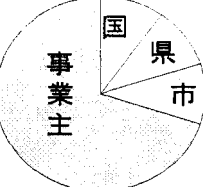

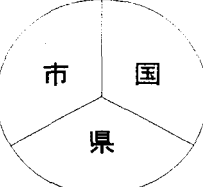
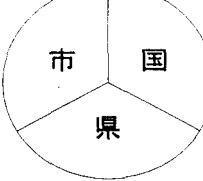
# 給付の種類及び現金給付・現物給付別に分類した次世代育成支援の社会的コストの推計

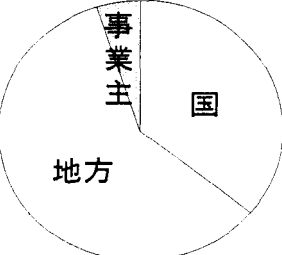
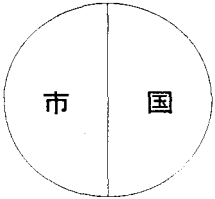
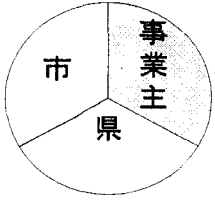
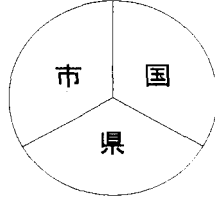


# 次世代育成支援に関連する主な給付・サービスの財源構成(現行)

類 型	給付種別	給付額	費用負担
<p><b>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</b></p> <p>【I全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約1兆3,100億円</p> <p>(※右記のほか出産手当金・国共済・地共済の育児休業給付を含む)</p>  <p>■ 国25% ■ 地方54% ■ 事業主11% ■ 本人10%</p>	<p>育児休業給付</p> <p>約1210億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※国共済・地共済による給付を含めると約1,800億円(推計)</p>	<p>約1210億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※国共済・地共済による給付を含めると約1,800億円(推計)</p>	<p>費用負担</p>  <p>【国1/8、保険料(労使折半)7/8】</p> <p>※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。</li> <li>○ また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)</li> </ul>
	<p>保育所</p> <p>約9900億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※公立分は一般財源化されているため推計額</p> <p>※保護者負担を含めると約1兆7300億円(推計)</p>	<p>約9900億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※公立分は一般財源化されているため推計額</p> <p>※保護者負担を含めると約1兆7300億円(推計)</p>	<p>費用負担</p>  <p>【国1/2、県1/4、市1/4】 【市10/10】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実施に要する費用を国・都道府県・市町村が負担。</li> <li>○ なお、公立保育所については、地方自治体自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化(三位一体の改革)。</li> </ul>
	<p>病児・病後児保育</p> <p>約40億円+α</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※医療機関型・保育所型(オープン型)については次世代育成支援対策交付金(事業費ベース730億円)の内数</p>	<p>約40億円+α</p> <p>※平成19年度予算ベース</p> <p>※医療機関型・保育所型(オープン型)については次世代育成支援対策交付金(事業費ベース730億円)の内数</p>	<p>費用負担</p>  <p>【国1/2、市1/2】 【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関型・保育所型(オープン型)については、次世代法による市町村行動計画に基づく措置の推進の一環として、「次世代育成支援対策交付金」による国庫補助を実施。</li> <li>○ 保育所型(自園型)については、「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</li> </ul>
	<p>放課後児童クラブ</p> <p>約400億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p>	<p>約400億円</p> <p>※平成19年度予算ベース</p>	<p>費用負担</p>  <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</li> </ul>

※ 「児童育成事業」…児童手当制度において実施している①育児に関する援助、②児童の健全育成に関する事業。地域住民の福祉に密接につながることで、地方公共団体に一定の負担を求めるとともに、現在及び将来の労働力確保の観点から事業主にも一定の負担を求めている。

類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担
<p>Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</p>	<p>一時預かり</p>	<p>約80億円</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。</p> </div> </div> <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>
<p>【Ⅱ全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約2兆5,700億円</p> <p>(※右記のほか児童扶養手当・出産育児一時金等含む)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国25%</li> <li>■ 地方53%</li> <li>■ 事業主14%</li> <li>■ 本人8%</li> </ul>	<p>児童手当</p>	<p>約1兆500億円</p> <p>※平成19年度予算(満年度ベース)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>被用者(3歳未満)</p>  <p>【国・県・市各1/10、事業主7/10】 ※特例給付は事業主10/10</p> <p>公務員</p>  <p>【所属庁10/10】</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>被用者(3歳以上)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> <p>非被用者(自営等)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当制度は、まず、我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担を行っている。</li> <li>○ また、地域住民の福祉の増進にも密接につながることから、地方公共団体も一定の負担を行っている。</li> <li>○ さらに、児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分については、事業主も一定の負担を行っている。</li> <li>○ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めている。</li> </ul> </div>

類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担	
<b>Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</b>  【Ⅲ全体の費用負担内訳(推計)】 約4,500億円 (※右記のほか社会的養護・障害児支援含む)    ■ 国36% ■ 地方59% ■ 事業主5%	<b>全戸訪問</b>  ※次世代育成支援対策交付金(事業費ベース730億円)の内数	 【国1/2、市1/2】	《費用負担の基本的考え方》 ○ 次世代法による市町村行動計画に基づく措置の推進の一環として、「次世代育成支援対策交付金」による国庫補助を実施。	
	<b>地域子育て支援拠点</b>  ※平成19年度予算ベース	約250億円 ※平成19年度予算ベース	 【事業主1/3、県1/3、市1/3】	《費用負担の基本的考え方》 ○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。
	<b>放課後子ども教室</b>  ※平成19年度予算ベース	約100億円 ※平成19年度予算ベース	 【国・県・市各1/3】	《費用負担の基本的考え方》 ○ すべての子どもを対象とした安全・安心な居場所づくりに向け、地域の子どもは地域自らが守り育てるという観点から、地方公共団体にも負担を求めているとともに、我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国も負担。

※妊産婦健診については地方財政措置

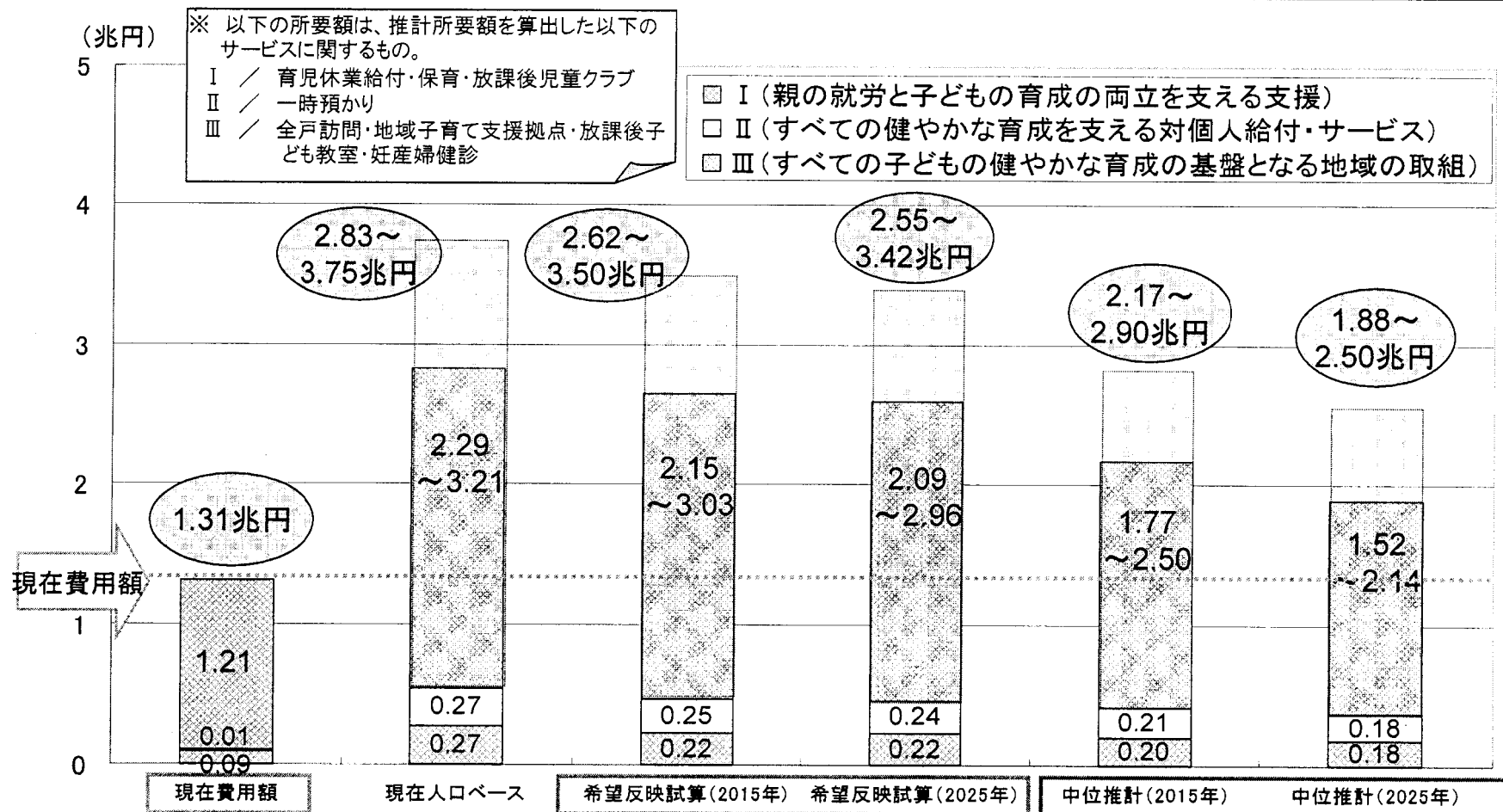
※給付額については、100億円未満のものについては10億円単位で四捨五入、100億円以上のものについては100億円単位で四捨五入している。

# ワーク・ライフ・バランスの推進及び国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計 (将来の児童数の変化に関する補足)

○ 今回の推計においては、現在の児童人口を基準に、国民の希望の実現を支える給付・サービスの所要額について試算したが、

- ・「出生等に対する希望を反映した人口試算」(平成19年1月社会保障審議会人口構造特別部会)
- ・「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)中位推計

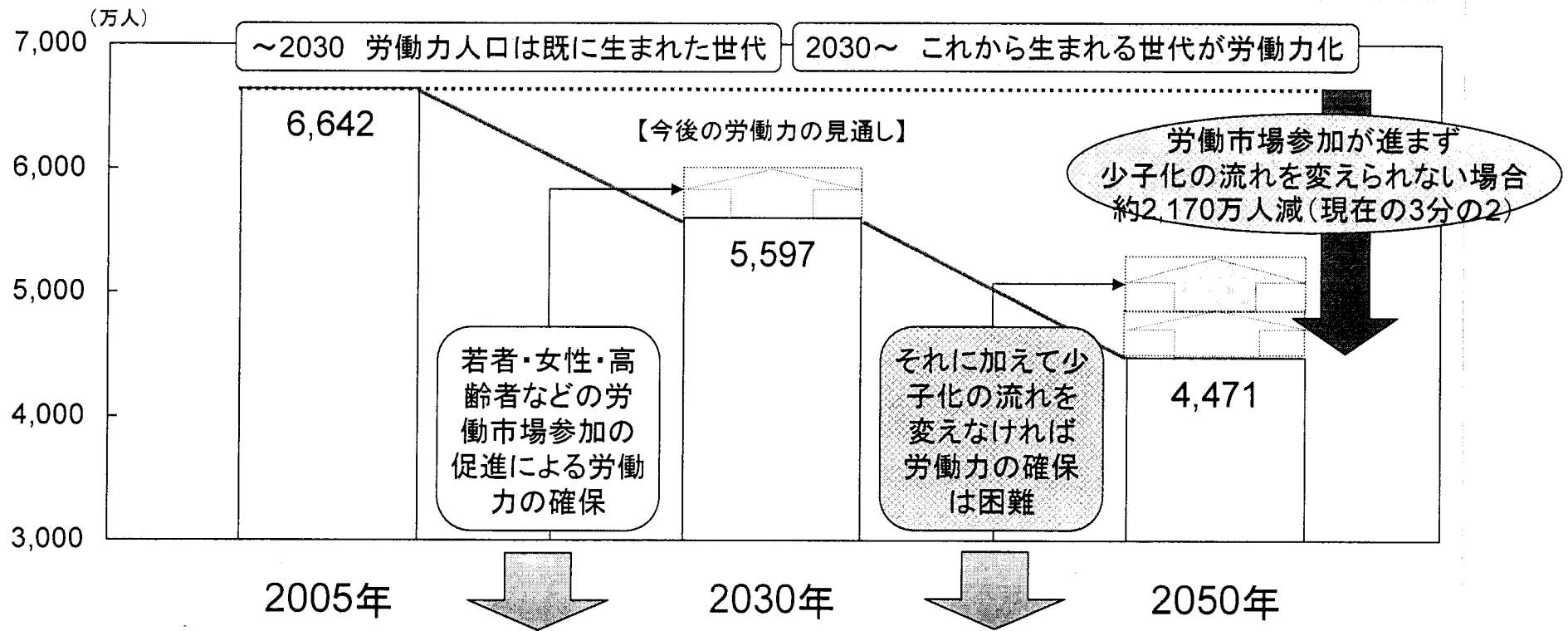
による2015年・2025年の出生数・児童人口数を機械的に当てはめて推計した所要額は以下のとおり。



※地域子育て支援拠点・放課後子ども教室については、現在人口ベースのまま

# 「二者択一構造」が解決されない場合の労働力の推移

- 少子化の要因は様々であるが、とりわけ「就業」と「結婚・出産」とが「二者択一」的で、どちらかを断念せざるを得ないことに起因。現状のままでは日本の労働力人口は今後激減し、2050年には現在の3分の2に。
- 中長期的視野に立てば、「二者択一構造」の解決なくして労働力人口確保は困難。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が得られず、中期的(~2030年頃)な労働力人口減少の大きな要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難となる。

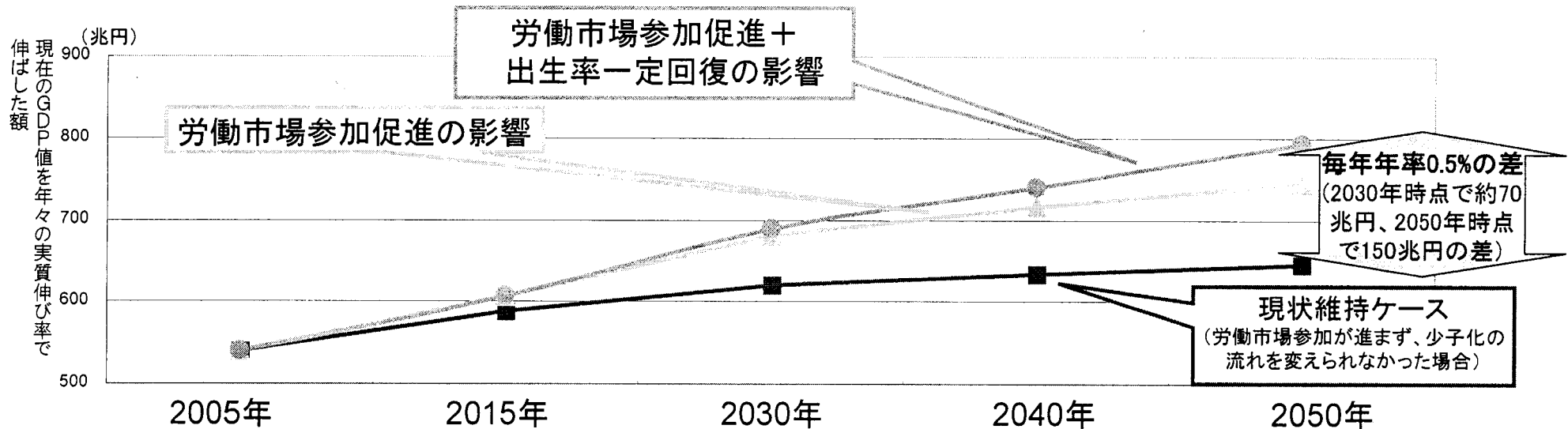


# 労働市場参加促進及び出生率向上の経済成長への影響

(平成15年度「年次経済財政報告」シミュレーションより)

○ 「二者択一構造」が解決されるなどにより、労働市場参加が進み、さらに出生率が向上した場合、2050年までを通じて、実質GDP成長率を0.5%程度押し上げる効果があると推計されている。

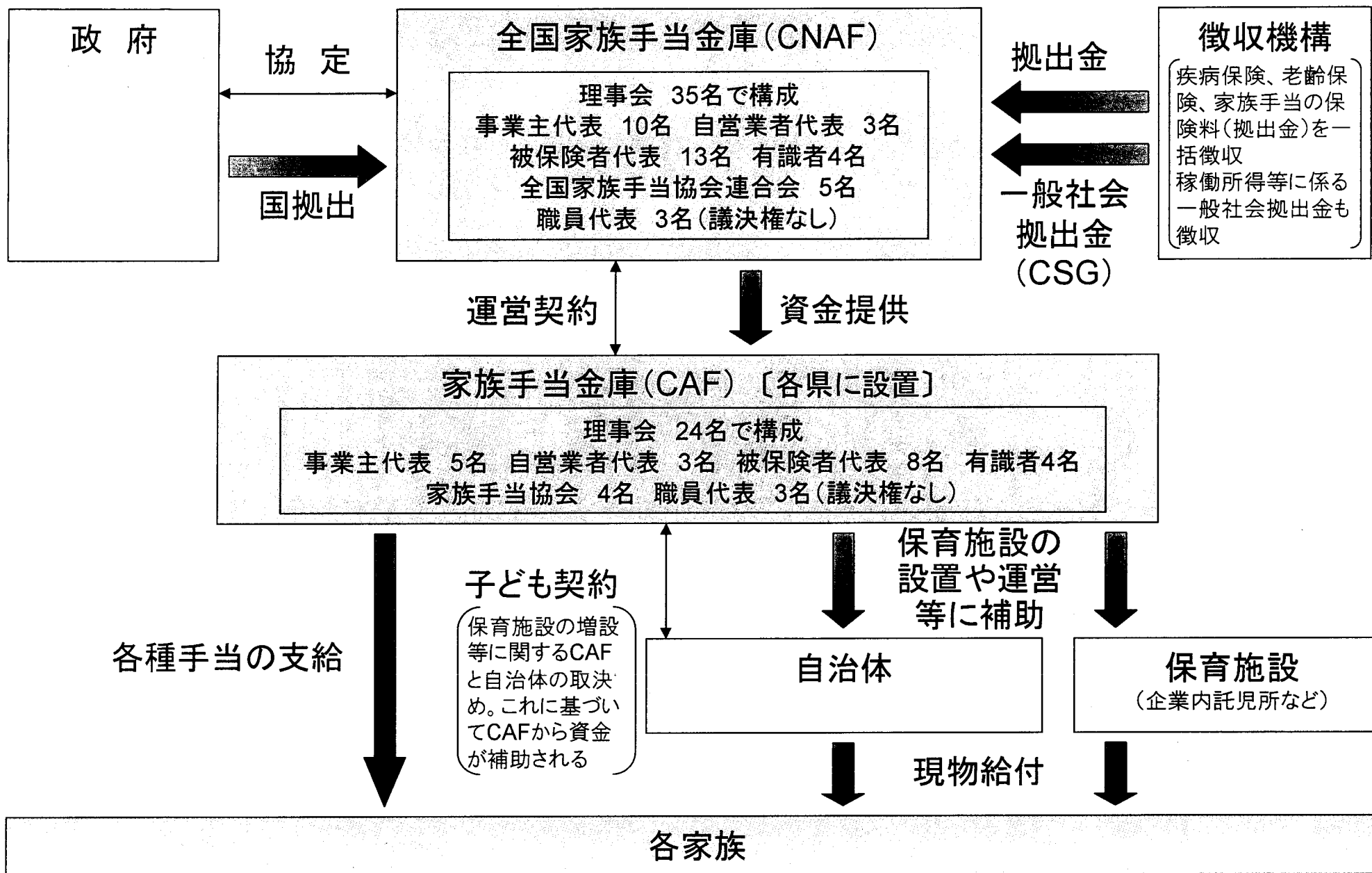
(※「年次経済財政報告」(2003年10月内閣府)第3章第2節「高齢化・人口減少の下での経済成長の展望 - 3 マクロ経済モデルによる経済成長シミュレーション」に準拠)



	現状維持ケース	労働市場参加促進	労働市場参加促進+出生率一定回復
人口	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における中位推計(2050年の合計特殊出生率1.39)を前提。(※なお2006年の将来推計人口の中位推計では1.26。)	同 左	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における高位推計(2050年の合計特殊出生率1.63)を前提。(※なお2006年の同推計では1.55。また結婚・出産に対する国民の希望が実現した場合の出生率は1.75)
労働力率	高齢男性と女性の労働力率については、モデルが内生的に決定。他の男性については、2001年度の労働力率の水準で一定で推移すると仮定。	労働力調査(総務省)における男女別年齢階層別労働力率に「就業希望者」を加えたものを「潜在的労働力率」とし、これが2050年にかけて徐々に実現していくと仮定。	同 左
全要素生産性上昇率	実績データをもとにモデルが算出した値(0.8%)で一定と仮定。	同 左	同 左
実質GDP伸び率の推計	2010年代:0.3 / 2020年代:0.4 2030年代:0.2 / 2040年代:0.2 〔 2009年までは「日本経済の進路と戦略参考試算」(2007年内閣府)の成長制約シナリオA 〕	2010年代:0.8 / 2020年代:0.8 2030年代:0.5 / 2040年代:0.4	2010年代:0.8 / 2020年代:0.9 2030年代:0.7 / 2040年代:0.7

【「年次経済財政報告」(2003年)において、内閣府経済社会総合研究所の「社会保障モデル」をもとに、内閣府政策統括官においてシミュレーションを行った結果に準拠して作成】 7

# フランスの家族政策の財源の流れと給付・サービスの提供



# これまで(第4回～第8回基本戦略分科会) の議論の整理(案)

## これまで(第4回～第8回基本戦略分科会)の議論の整理(案)

- 6月の中間報告以降に基本戦略分科会で行ってきた議論を整理したもの。
- 今後、別途進められている「ワーク・ライフ・バランスの推進」に関する議論の中間的な整理と内容をつき合わせた上で、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の全体像の起案に移るステップとして作成。
- 6月中間報告「地域・家族の再生分科会の議論の整理」で指摘した「虐待等により家庭での養育が困難になった子どもたちに対する養護の拡充」については、現在、関係審議会において議論が進められており、その内容も取り込んで重点戦略をとりまとめる予定。

### 1 議論の前提

- 新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向と、国民の希望する結婚や出産には大きな乖離が存在。
- 今後の人口構造の変化に照らして考えると、我が国経済社会の持続的な発展のためには、「若者、女性、高齢者の労働市場参加の促進」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」を同時に成し遂げることが不可欠。
- 現在、とりわけ女性にとって、就労と出産・子育ては二者択一の状況となっているが、このままの状況では上記の課題の達成は不可能。
- 上記課題の達成のためには、「ワーク・ライフ・バランスの推進により国民が希望に応じて就労することができる環境整備」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立支援」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)が課題。
- 当分科会では、後者の課題である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」をテーマに議論。(前者の課題については、少子化対策以外にも、労働市場改革や男女共同参画の観点からも議論されているため、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」及びそのもとに設けられた「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会)において議論が行われ、当該議論を「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に反映)

## 2 次世代育成支援に係る現行の給付・サービスの制度的課題

### ① 現行の給付・サービスの体系的整理

○ 現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、その担っている機能に着目して、以下の3類型に整理。

#### I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・ 出産手当金、育児休業給付
  - ・ 保育サービス、放課後児童クラブ
  - (・ 給付・サービスではないが関連する制度として、母性健康管理、産前・産後休業、育児休業、勤務時間短縮等の措置)
- など

#### II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・ 出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
  - ・ 一時預かり
  - ・ 幼稚園
- など

#### II すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・ 母子保健サービス
- ・ 各種の地域子育て支援(全戸訪問、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど)
- ・ 児童館、放課後子ども教室
- ・ 児童虐待など特別な支援を必要とする児童に対する支援 など

## ② 各類型ごとの制度的な課題の整理

○ これら現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについては、その担っている機能類型ごとに、以下のような制度的な課題が存在。

<b>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</b>	<b>出産前から低年齢期 (3歳未満の時期)の 支援の充実の必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの者が出産を境に離職。働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因。</li> <li>・3歳を超えると幼稚園、保育所含めて未就学児童のかなりの割合をカバーしているが、3歳未満の時期の保育所利用率は2割にとどまる。</li> </ul>
	<b>育児休業と保育の切れ目ない支援が提供 できていない</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを育てながら雇用を継続することを支援する観点からは「育児休業」と「保育」は裏表の関係にあるが、「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。</li> <li>・保育所入所の大部分は年度替わりの時期で、待機児童の多い地域では年度途中(特に年度後半)の入所が困難。このため、保育所入所のために育児休業利用が長期化したり、逆に、育児休業を十分に取得できないケースが存在。</li> </ul>
	<b>就労希望を十分に反映 できていない保育 サービス・放課後対策 の量的な不足</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できない待機児童が存在。特に、大都市部、1～2歳児(育児休業明け)では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化。</li> <li>・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点から十分に反映されない。</li> <li>・少子化が進行し将来の児童数が減少する見込みのある中で、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に必ずしも積極的でないケースが存在。</li> <li>・学齢期の放課後対策についても、待機児童やサービス空白地域が存在。利用希望は年々増加し、クラブが大規模化。</li> <li>・3～5歳の保育所利用率は約4割だが、小学校1～3年生の放課後児童クラブ利用率は2割弱にとどまり、保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。</li> </ul>

<b>I</b> <b>(</b> <b>続</b> <b>き</b> <b>)</b>	<b>質の確保された弾力的な保育サービスの多様化の必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らサービスを選択できない子どもの発達保障のためには、一定以上の保育の質の確保が必要だが、一定の質を確保した上で、ニーズを満たすための必要量の確保、多様な地域の事情やニーズへの対応を図っていくためには、保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供の可能な提供手段の多様化がなければ対応が困難。</li> </ul>
	<b>多様な働き方への対応が不十分</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務制度は、事業主がとるべき措置の一つとしての位置付けにとどまり、希望しても利用できないケースが存在。</li> <li>・また、待機児童が存在する大都市部では、フルタイム就労以外の働き方では保育所入所が難しい場合が存在。</li> </ul>

Ⅱ サービス すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付

働いているいないにかかわらずすべての子育て家庭に生ずる一時預かりのニーズへの不十分な対応

- ・ 働いているいないにかかわらず、一時的に子どもを預ける需要は誰にでも発生するが、このような需要に対する事業(一時保育)については、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数も限定。
- ・ 利用する親に対してではなく、実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が明らかな形となっておらず、権利性が弱い。
- ・ 近年、NPOやシルバー人材センター、ファミリー・サポート・センターなどでも一時預かりに対応したサービスが提供されているが、利用料に対する助成がなく、制度的な位置付けもなされていない。
- ・ 一時的な預かり需要に対応する一時保育事業が不定形就労の受け皿になっている実態があり、本来の機能を十分果たしていない。

児童手当と他制度との関係が不明確

- ・ わが国の児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっている。
- ・ 低年齢期の子のいる家庭の家計をみると、女性の就労中断による所得喪失の影響が大きく、その経済状況の改善は、親の就労と子供の育成の両立を支える支援の問題としての要素が大きい。低年齢児童を養育する家庭の子育ての負担感は経済的負担感のほかに肉体的・精神的な負担感が強く、支援ニーズと支援方策が必ずしも整合的ではない。
- ・ 我が国においては、児童手当と税制における措置が、それぞれ別々に講じられている。



<b>Ⅲ 取組 すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の</b>	<b>妊産婦健診への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の健康診査システムの整備や受診率の高さなど、母子保健サービスに関しては世界の最高水準にあるが、妊産婦健診に関しては、望ましい受診回数(13～14回)に比べて、公費負担でカバーされている回数(今年度より5回程度実施が可能となるよう措置)が少ない。</li> </ul>
	<b>子育て家庭を支える 基盤的な取組の不十分さ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児の孤立化に伴う育児不安の増大や児童虐待の増加等に対応するため、すべての子育て家庭を対象としたアプローチの充実が求められている状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>：生後4か月までの全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」を今年度から実施。初年度は約7割の市町村で実施だが、全市町村での展開が必要。</li> <li>：親子の交流や相談、親子関係の構築を支援する「地域子育て支援拠点」の普及度合いが低く、すべての子育て家庭が利用できる(支援が受けられる)状況に至っていない。</li> </ul> </li> <li>・安心して親子で過ごせる場所、子どもが自由に遊べる公園、安心できる放課後の居場所など、個人にとってお金で買えない社会的な子育て基盤がないことが、子育ての不安感を深刻化。</li> <li>・NPOなど民間主体による保育以外の周辺的な子育て支援サービスの展開がみられるが、このような取組の制度的な位置づけがなされていない。</li> </ul>
	<b>学齢期の子どもの安全・安心な居場所の確保の必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン」として、留守家庭児童対策である放課後児童クラブとともに、全児童対策として放課後子ども教室推進事業が実施されているが、平成19年度に創設されたばかりであり、事業の実施状況は全小学校区の3分の1程度にとどまる。</li> </ul>

○ また、ⅠからⅢのサービス・給付に共通する制度的な課題としては、以下のものがあげられる。

Ⅰ Ⅱ Ⅲ に 共 通 す る 課 題	施策の総合性、体系性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代育成支援に関しては、医療保険、雇用保険、児童福祉、母子保健等の各制度において、それぞれの制度の考え方に基づいて、給付内容、費用負担の方法等が定められており、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていない。</li> <li>・ 育児休業と保育を例に挙げれば、ともに親の就労と子どもの育成を支援する機能を持つが、育児休業給付は主に労使折半の保険料、保育は主に公費。このため、育児休業が取得しにくい場合0歳児の保育のコスト(1歳児に比べて高額)は市町村が負担。逆に、市町村の保育サービス不足により育児休業を延長(保育所入所できない場合1歳6か月まで可能)するコストは労使が負担。</li> </ul>
	家族政策の施策の規模の拡大と財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民負担等の違いにも留意が必要だが、他国に比べて、家族政策全体の財政的な規模が小さい。家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとは言い難い状況。</li> <li>・ 待機児童、出生率の低さ、就業率の低さ、いずれも都市部の問題。一方で、地方では、子育て支援の拡充の努力がみられるが財源確保が困難となっている。</li> </ul>
	施策の優先度、組合せ(バランスとタイミング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当の増額により、子育て不安の解消のための子育て基盤の整備に振り向ける財源確保が困難化。</li> <li>・ 就業継続できる体制整備が経済的負担感を緩和するという考え方が不十分(専業主婦の子育て負担感の大きな原因の一つが、就業中断とそれに伴う所得の減少であるのに対し、経済的負担の解消策としては児童手当のみが議論されてきた)。</li> </ul>

### 3 包括的な次世代育成支援の枠組みに求められる給付・サービスの考え方

○ 以上のような制度的な課題を踏まえると、包括的な次世代育成支援の枠組みに求められる、ワーク・ライフ・バランスの推進及び国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスのイメージ及び考え方は、次のようなものになると考えられる。

<b>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</b>	<b>出産前後から3歳未満の支援……重点的取組、切れ目のない支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この時期の対応が最も弱く、重点的に取り組む必要。</li> <li>・就業希望者を育児休業制度と保育でカバーできる体制・仕組みの構築（現在、0～3歳児のいる母の31%が就業しているが、ワーク・ライフ・バランスの実現により、就業希望者がすべて就業した場合には就業率は56%まで上昇）</li> <li>・それぞれの制度における弾力化、多様な選択を支える切れ目のない支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>： 育児期の働き方・休み方— 短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、男性が取得しやすい制度上の工夫</li> <li>： 保育— 保育の質を担保しつつ必要量の確保と多様なニーズに対応できる提供手段の多様化（家庭的保育の制度化や事業所内保育施設の活用）、病児・病後児の対応の充実</li> </ul> </li> </ul>
	<b>3歳から小学校就学前の時期の支援……認定こども園と短時間勤務の普及・促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労率の上昇に伴う幼児期の教育と保育のニーズの変化に対して、認定こども園の活用、短時間勤務の普及・促進の両面から対応</li> </ul>
	<b>学齢期の放課後対策の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空白地区の解消と対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による、保育所から放課後児童クラブの切れ目のない移行と適正な環境の確保</li> </ul>

II すべての子どもの健やかな育成 を支える対個人給付・サービス	すべての子育て家庭 に対して一時預かり 制度の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>働いていてもいなくてもすべての家庭に発生する一時預かりに対する需要は、都市部のみならず地方においても必要性が高まっており、すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして機能するよう、事業を再構築(制度的な位置付け、事業主体の拡大と質の確保、一定のサービス水準の普遍化)</li> </ul>
	児童手当制度と現物 給付・税制を通じた総 合的な支援制度とし ての再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かりサービスの一定量の利用の支援を含め、児童手当制度を子育て家庭のニーズの変化に対応できる総合的な支援制度として再構築</li> </ul>
III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組	妊産婦健診の支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>望ましい受診回数(14回)を確保するための支援の充実</li> </ul>
	各種の地域子育て支 援の面的な展開と当 事者主体の取組の重 視	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施</li> <li>小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備</li> <li>これらの事業の制度的な位置付け など</li> </ul>
	安全・安心な子どもの 居場所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小学校区における放課後子ども教室の実施</li> </ul>

## 4 次世代育成支援の社会的なコストと費用負担

### ① 次世代育成支援の社会的なコストの推計

- 現在、OECDの社会支出の「家族」部門に準拠して、我が国の児童・家族関係の社会支出額を推計すると、およそ4兆3,300億円(GDPの0.85%に相当)。
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えるための、3に掲げた給付・サービスについて、一定の整備水準を仮定して、社会的なコスト(追加所要額)を推計すると、
  - I(親の就労と子どもの育成の両立を支える支援) 1兆800億円～2兆円
  - II(すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス) 2,600億円
  - III(すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組) 1,800億円

※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。

※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。

※ サービス提供のために必要となる施設整備費用等を含まない、毎年ランニングコストとして必要となる額の推計である。

※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、希望反映試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。

※ 児童手当は含んでいない(別途機械的に試算)。

- この社会的コストに関しては、これを単に社会的コストの増加としてとらえるのではなく、このコストを負担することにより、仕事と出産・子育ての両立が可能になることによる女性の労働市場参加の促進や、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じた将来の労働力人口の減少の緩和によりベネフィットが生まれるものであることの認識が必要。

○ 経済財政運営の見通しや社会保障の給付と負担の見通し、公的年金の財政検証などでは、女性の労働市場参加が促進されることを前提として組み込んでいるが、冒頭に述べたように、この社会的コストを負担し、結婚・出産と就業の二者択一状況の解消を行わずに、女性の労働市場参加だけを促進していくことは不可能。女性の労働市場参加の促進を前提に今後の経済財政運営や社会保障を考えていくのであれば、社会全体でこのコストを負担し、女性の労働市場参加と未来の労働力たる子どもの健やかな育成の基盤を整えることが必要。

## ② 次世代育成支援の社会的なコストの費用負担の考え方（※今回の議論を踏まえて修正、追加）

- 現行の次世代育成支援制度の費用は、国、地方公共団体の公費、企業の拠出金、労使折半の保険料により賄われる。現行の費用負担の構成は、おおむね公費8に対して労使の保険料等が2の割合。
- 今後、少子化対策の給付の充実に当たっては、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当して行うことが必要。これを前提に、給付の性格や施策間の整合、連携を考慮した負担のあり方の検討が必要。

### ※費用負担に関してのこれまでの意見

- ・「基本的な給付・サービス」については国が制度設計を行い一定の費用を負担し、地方の実情に応じた「上乘せ、横出しのサービス」については地方公共団体が負担
- ・「親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」については、働き方とも密接に関係することから、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえつつ事業主負担も含めて費用負担のあり方を検討、「すべての子育て家庭に対する支援」については国民全体で長期的に安定的に支える税財源を確保
- ・「子育て基金」という形で、税、事業主負担、個人負担をトータルに考えた一つの総合的な財源確保策を検討するという考え方
- ・働き方・働かせ方の選択にできる限り中立的な費用負担のあり方を考えるべき

○ 今後、費用負担や給付主体など制度的な枠組みを検討する際に、以下のような点がポイントとして考えられる。

**I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援**

- ・ 子どもを育てながら就労することを希望する者に育児休業か保育サービスかどちらかの(あるいはそれらの組合せによる)支援が受けられること
- ・ 事業主の取組と地方公共団体の取組が分断しないこと
- ・ 子どもの健やかな育成の観点から一定の保育サービスの質が担保されること
- ・ 希望に応じた就業の促進、次代を担う児童の健やかな育成を通じた労働力確保の観点が考慮されること

**II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス**

- ・ 現物給付(一時預かり)を含めた総合的な支援が図られること
- ・ 関連する諸制度(税制、勤労者に支給される家族手当等)との関係も総合的に考慮されること

**III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組**

- ・ 一定の基準の下で地方公共団体が地域の実情に応じて事業を展開できること
- ・ 子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働が図られること
- ・ 虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮が包含されていること

## 5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築と並行して取り組むべき課題

○ 包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築の検討と並行して、平成21年度までの現行の「子ども子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、当面、以下のような対応に取り組んでいくべき。

### I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・ 一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化
  - ： 家庭的保育の制度的な位置付け、質を確保するための研修体系の構築、必要な基準の設定 など
  - ： 事業所内保育施設の地域における活用
- ・ 保育士の資質の向上を図る人材養成の強化（資格や養成のあり方の見直し等を含む）
- ・ 短時間勤務を含めた育児休業取得方法の弾力化など
- ・ 「放課後子どもプラン」の推進 — 保育所から放課後児童クラブへの円滑な移行の確保

### II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・ 多様な主体による一時預かりサービスの展開
  - ： 一時預かり事業の制度的な位置付け、必要な基準の設定など

### III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・ 多様な主体による地域子育て支援活動の展開
  - ： 生後4か月までの全戸訪問事業やこれに続く訪問支援、地域子育て支援拠点事業の制度的な位置付け
- ・ 「放課後子どもプラン」の推進 — 安全・安心な子どもの居場所の設置
- ・ 地域や事業主が策定する次世代育成支援のための行動計画改定等に向けた取組推進のための制度的な対応